

2026年4月から 「自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入」

1. 交通販促通告制度（青切符）（16歳以上に適用、16歳未満は指導警告）

（手続き負担の軽減、出頭不要、**反則金納付**、前科がつかない）、但し、事故は刑事手続き

交通反則通告書（青切符＝反則金）の例

- 信号無視（6000円）、指定場所一時不停止（5000円）
- 通行区分違反（右側通行等、逆走）（6000円）、通行禁止違反（車両侵入違反等）（5000円）
- 遮断踏切立入り（7000円）、●歩道における通行方法違反（5000円）
- 制動装置不良自転車運転（5000円）、携帯電話使用等（12000円）
- 公安委員会遵守事項違反（傘さし、両耳イヤホン等）（5000円）

2. 自転車安全利用五則 と交通ルール

（1）五則の1： 車道が原則、道路の左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

・・図中の(A)

通行帯違反（5000円）

自転車で歩道を通行できる場合： ①通行可の道路標識がある ②13歳未満の人、70歳以上の人、一定の身体障害を有する人、③車道の状況（狭い）交通の状況でやむを得ないと認められる時 ・・(B)

歩道を通行する時のルール：① 歩道の中央から車道寄りを徐行する（3000円） (B)

②歩行者の通行を妨げない、一時停止する（3000円） ・・(C)

横断歩行者の優先（6000円） ・・(D)、併進の禁止（6000円）

（2）五則の2： 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

車道を進行する時は、「車両用信号」に従う、横断歩道を進行する時は、「歩行者用信号」に従う、停止線の直前で停止する（5000円） ・・(E)

（3）五則の3： 夜間はライトを点灯（5000円）、ブレーキ不良の自転車運転（5000円）

（4）五則の4： 飲酒運転は禁止（重大な違反や事故は刑事手続）

飲酒を薦めた人も処罰（赤切符）

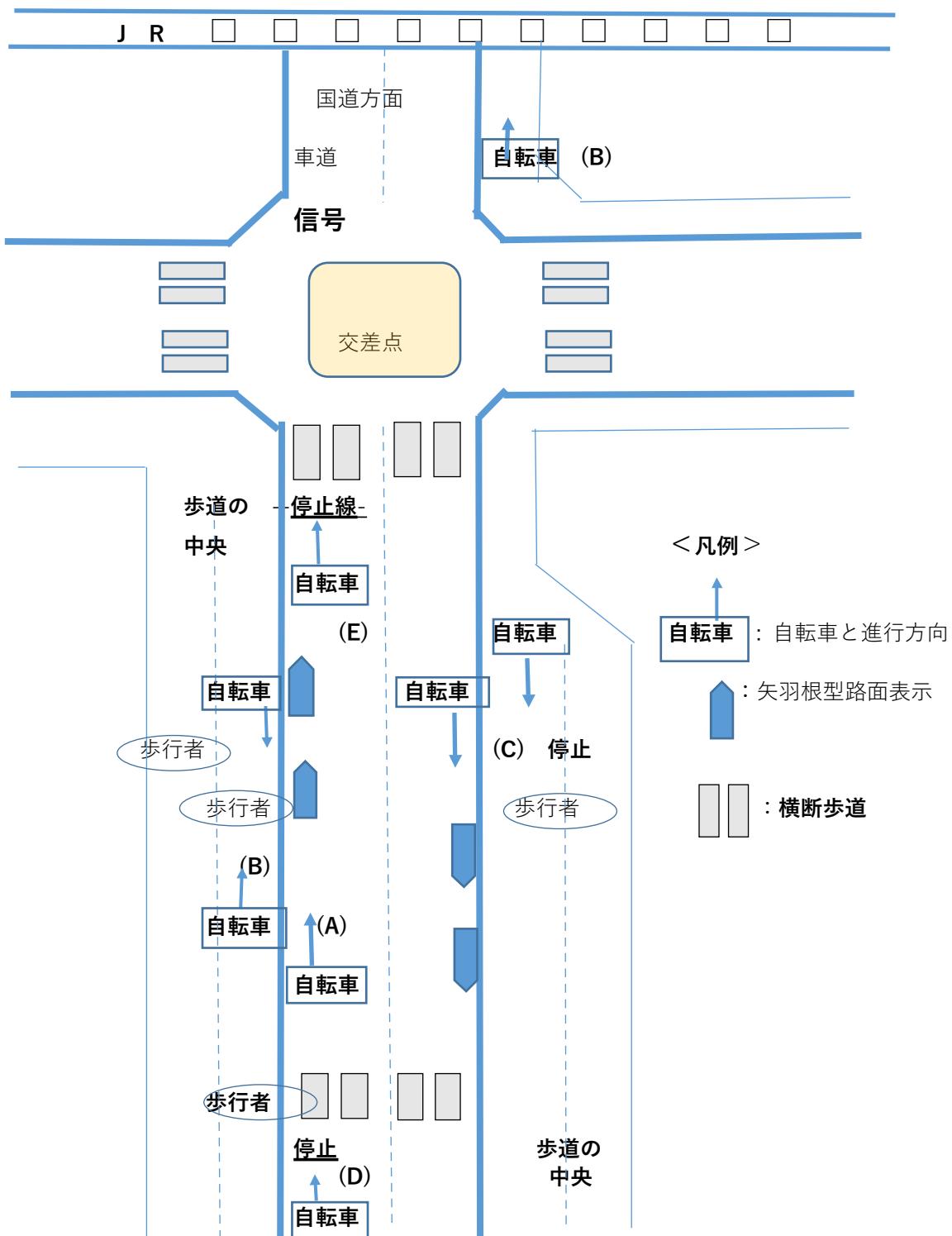
携帯電話使用の禁止（12000円）、両耳イヤホンで運転の禁止（5000円）

傘さし運転の禁止（5000円）、二人乗りの禁止（3000円）（幼児を幼児用座席にのせるは可）

（5）五則の5： ヘルメットを着用（努力義務）

頭部を保護しよう

団地北口バス停近くの交差点のイメージ



浜見平団地自治会まとめ